

令和2年3月13日(金)  
(開 会) 10:00  
(閉 会) 14:14

【 案 件 】

1. 議案第5号 令和2年度 飯塚市一般会計予算

○委員長

ただいまから、令和2年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。

「議案第5号 令和2年度 飯塚市一般会計予算」を議題といたします。

「第10款 教育費」から「第12款 予備費」までの質疑を許します。初めに、質疑通告されております。211ページ、人権教育費、人権啓発推進事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

人権教育啓発基本指針策定支援委託は、人権問題市民意識実態調査を委託した、福岡県人権研究所に随意契約で行うかどうかお尋ねします。

○人権・同和政策課長

ただいまのご質問でございますけれども、人権教育啓発基本指針策定支援委託料について、発注に当たっては現時点で契約方法を含めて、どこに委託するかというのは決まっていますが、適切に発注のほうを行いたいと考えております。

○川上委員

それは随意契約をするということが前提ですか。

○人権・同和政策課長

随意契約をするということが前提ではございません。

○川上委員

次に、人権啓発事業委託はNPO人権ネットいづくかに独占的に随意契約で行われております。新年度もそのつもりであるのかお尋ねします。

○人権・同和政策課長

人権啓発事業委託料につきましては、今年度を含め、従来からNPO法人人権ネットいづくかへ業務を発注をしております。これは部落解放、人権確立を目指して、長年人権問題啓発に携わってきた者によって構成される非営利団体であり、人権問題を熟知しているとともに啓発のための専門的な知識、技能を有しており、事業に専念できる体制が整っている団体である。市が行うべき人権啓発を継続的かつ多岐にわたって専門的に実施できる団体が、当該団体以外にないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行ってきたものでございます。そのため、来年度の契約についても、従来から行ってきました随意契約理由を踏まえ、適切に判断したいと考えております。

○委員長

次に、214ページ、221ページ、学校管理費、学校施設管理事業費について川上委員の質疑を許します。

○川上委員

この件につきましては、追加資料の53ページに詳細をいただいています。この中で、穂波の高田小プールにろ過装置をつけていない状況があるわけですが、その理由が何かあるのかお尋ねします。

○教育総務課長

高田小学校のプールにつきましては、昭和46年に建設となっております。建設当時より給水として井戸水を利用しており、プール水をオーバーフローすることで、浮遊物質の排出やプール水の汚れを希釈し、水質を調整しているところでございます。特段の事情はございません。

○川上委員

教育委員会は、夏の学校のプールの現状を深く知っておられないと思います。塩素を必要とするために、薬剤を投入する。それによって皮膚の弱い子どもたちがピリピリして、プールを嫌がる傾向もあるという状況を聞いております。現状を調査し、改善を急ぐべきだと思います。どうしても、ろ過装置をつける必要がないのか、調査をし、検討してもらいたいと思いますけど、いかがですか。

○教育総務課長

水質につきましては、毎年、授業前に実施しております飯塚薬剤師会によるプールの水質検査、また、プール使用前に養護教諭による水質の検査、あとは教員による浮遊物の清掃等を行っておりますので、現時点においては、検討はしておりません。

○川上委員

それはわかっているんですよ。それで、今後してもらいたいと思うけどどうかということをお願いいたします。

○教育総務課長

今後ということですが、高田のプールだけではございません。全体的にですね、プールを含め、経年による老朽というのは進んでおりますので、全体的に、今後考えていく必要はあるかと考えております。

○川上委員

ほかにろ過装置がないプールがあるんですか。

○教育総務課長

ございません。

○川上委員

じゃあ、そういう答弁にならないでしょう。

○教育総務課長

繰り返しの答弁となりますが、高田小学校のプールのみならず、ほかのプールにおいても、経年による老朽というのは進んでおりますので、今後、関係部署、また学校をはじめ、いろんなご意見を聞きながら、更新、また改修等については、検討していく必要性は感じております。

○川上委員

どうしてそんなふうにポイントをずらしていくんですか。ろ過装置のないプールは高田小学校だけなんでしょう。ここについて問題点を指摘して、検討するという方向の答弁しているのに、なぜ高田小を含めて全体という言い方をするわけですか。高田小学校のことしか聞いてないでしょう。答弁をちょっと正確に答えてください。

○教育総務課長

水泳授業につきましては、ろ過装置がついていない高田小学校と、ろ過装置がついている他の学校を比べましても、水泳授業については健康被害もなく、実施ができているということでございますので、先ほどの答弁をいたしております。

○川上委員

だから見解が違うじゃないですか。私は私で現実を調べて言ってるわけでしょう。だから、この高田小学校の問題について現状を深くとらえて検討してくれというふうに言ってるんですよ。あなたはさっきの答弁で、高田小学校を含めて全体について検討するとか、調べるとか言ったんだけど、そういうことを聞いてないよ。高田小学校の問題について、ろ過装置のない高

田小学校について、問題提起してるのに。どうしてそういう答弁になるのか。

○教育総務課長

繰り返しの答弁となりますけど、高田小学校も含めたところで経年というのは進んでおりますので、全体的に今後、検討していく必要性というのは思っております。

○川上委員

教育長、高田小学校のことについて議論してるんですよ。どうしてこういう答弁が続くんですか。

○教育部長

ただいま課長が答弁しておりますけれども、確かに高田小学校だけはろ過装置がついておりません。ただし、ろ過装置の設置の有無にかかわらず、全てのプールにおきまして、次亜塩素酸ナトリウムなどを使っております。その中で、特に、私どもとしては健康被害などの報告は上がっておりませんので、今のような使い方と特段問題はないかというふうに思っております。

○教育長

高田小学校は井戸水を使っていて、ろ過装置もなくということをやっているんですが、今も課長も部長も申したとおり、高田小学校も含めて、この件については検討していかなければならないというふうに思っております。

○川上委員

今答弁された3人の方は夏に高田小学校のプールに入ってみてください。約束してください。

○教育長

私は高田小のプールには入ったことがあります。以前、穂波西中の教頭時代に入ったことがあるんですが、そのとき夜でしたから、まだ、入れたばかりだったので冷たかったなという記憶があります。ただ、言われるように、自分自身は肌がピリピリするとか、そんなことはまったく感じませんでしたけど、いずれにしても、高田小だけが飯塚市内の中で違うという現実がありますので、そこは今後考えていかななくてはならないというふうに思っております。（発言する者あり）

○委員長

挙手をして質問をお願いいたします。

○教育長

質問委員が言われているのは、子どもたちがそういうふうなことを思っていると言っているんですが、教育委員会のほうはそういうような報告は上がってきてないんですね。水泳授業において何ら支障はありませんよということしか把握しておりませんから。そこで、恐らく食い違う答弁になってるんだらうと思いますが、ですから、今言われましたようにことしの夏に3人入れと言われますけど、そういうようなことを言っているやろうかと私は思うんですけど。私はそう思います。

○川上委員

言っているですよ。あなた方は、学校から報告がないから事実があってもなかったというふうにここで言い張っている。私は直接聞いているんだから。だからどっちが正しいか、あなた方が入ったらわかるということを行っているわけですよ。そんな質問をしたら悪いと、なぜ教育長は言うわけ。入ると答弁しなさいよ、そうしたら。入ると答弁しなさいよ。（発言する者あり）3人。

○教育長

私は入りません。ただ、見には行くとします。（発言する者あり）

○委員長

挙手をして質問をお願いいたします。

○市長

今、るるやりとりを聞いておりました。それぞれ実態把握の実情に違いがございます。いずれにいたしましても、質問者が入っても、現状認識を正確にぜひしてほしいということをおっしゃっていると思いますので、教育委員会ともどもに、夏場の一番プール状況が厳しい中の実態把握をきちんとさせまして、いろんな対応について、学校現場とも協議をさせ、取り組んでいきたいと思っております。

○委員長

次に、216ページ、学校管理費、庄内地区スクールバス運行委託料について、田中裕二委員の質疑を許します。

○田中裕委員

216ページ、小学校スクールバス運営管理費についてお尋ねいたしますが、委員長にお願いがございます。223ページの中学校費のスクールバスも関連がございますので、一緒に質問をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長

はい。

○田中裕委員

それでは216ページ小学校費、スクールバス運営管理費について、お尋ねをいたします。庄内地区のスクールバス運営についてでございます。庄内地区におきましては、民間路線バスの廃止の可能性が10月1日からございますが、現在、民間の路線バスを利用して通学をしていらっしゃる子どもさんたち何人いらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○教育総務課長

庄内小学校に通います25名の児童が利用しております。

○田中裕委員

25名の子どもさんが路線バスで通学しているということですが、先ほど言いました民間路線バスが万が一廃止になった場合、現行のスクールバスに、今答弁がありました25名の方を乗車させるということは可能なのでしょうか。

○教育総務課長

当該路線につきましては、教育委員会としましても、今路線廃止という話も出ておりましたが、この路線継続等の要望を所管部署を通じて行っているところでありまして、子どもたちのときに登下校に支障を来さないために、さまざまな検討等も必要であるという認識でございます。今のご質問は万が一、廃止になった場合ということですが、現在の運行形態を変えずにとなれば、困難ではあるかと思いますが、委託業者と学校とさまざまな内容について、協議検討を行う中で、乗車時刻の調整などを工夫することによれば、乗車させることは可能ではないかというふうには考えております。

○田中裕委員

現在の運行形態を変えずにとなれば困難だという答弁でございましたが、現在どのような運行形態になっているのか、スクールバスの台数、また路線数はどのくらいあるのかお尋ねいたします。

○教育総務課長

まず路線につきましては、青葉台団地から赤坂を通りますルート、そして庄内元吉から大門を通りますルート及び山倉から入水、高倉、筒野を通りますルート、計3ルートでございます。この3ルートを2台のバスで運行を行っております。

○田中裕委員

それでは将来的にバスの定員を超えるような状態になったとき、増便というのは可能なのかお尋ねいたします。

○教育総務課長

増便等に関しましては、先ほども申しましたように委託業者、学校との調整が必要だとは思いますが、子どもたちの登下校に支障を来たさないように努めて考えてまいりたいというふうに考えております。

○田中裕委員

次に中学校費、スクールバス運営管理費について、八木山地区スクールバス運行について、お尋ねをいたします。今まで業者選定とか、さまざま質問をさせていただきましたけれども、今回は、この八木山地区のスクールバスには、中学生と一緒に一般の方が乗車できる混乗型で運行されております。現在利用している児童生徒、また一般の方、それぞれ何名の方が乗車をされているのかお尋ねいたします。

○教育総務課長

本年度において利用しております児童生徒は18名でございます。そして一般の方の利用者につきましては、昨年4月から本年2月末時点で34名でございます。

○田中裕委員

ただいまのご答弁によりますと、一般の方の利用が1年間で34名という答弁でございましたが、1年間で34名は非常に少ないという気がいたしますが、その要因は何か把握されているのか、この点いかがでしょうか。

○教育総務課長

教育委員会としましては、まず児童生徒の登下校に支障を来たさないための運行を主たるものと考えておりますので、今、質問者が言われました一般の方の利用者が少ないという要因につきましては把握しておりません。

○田中裕委員

教育委員会としてはそうですね。それでは、今現在の八木山地区のスクールバスの台数、そして便数、また時間帯、どのようになっているのかお尋ねいたします。

○教育総務課長

当該スクールバスにつきましては、平日運行、土曜運行、あとは夏休み期間などの休業期間中の運行の3つのパターンがございますが、児童生徒が多く利用する平日運行の場合でお答えをさせていただきます。まず、朝の登校便につきましては、3便ございます。まず、八木山本村を7時に出発しまして、あと八木山小学校、八木山茶屋、坂の下、蓮台寺を経て、飯塚鎮西校に7時16分に到着する便が1つ。次に、飯塚鎮西校を今度は逆に、7時41分に出発し、先ほどの経路をたどっていきながら、八木山本村に7時56分に到着する便が1つ。そして最終的に八木山本村を7時58分に出発し、同じルートを通って飯塚鎮西校に8時14分に到着する便、計3便を1台のバスで運行しております。下校につきましては、部活動を行っている生徒の下校時間を考慮したものでありますことから、4月から10月までの期間、それと11月から3月までの期間で時間が異なります。まず、4月から10月までの時間で申しますが、飯塚鎮西校を19時20分に出発し、先ほど申しましたルートを経まして八木山本村に19時36分に到着する1便となっております。11月から3月までの時刻につきましては、18時50分に飯塚鎮西校を出発し、先ほどのルートを経て、八木山本村に19時6分に到達する1便となっております。

○田中裕委員

今、時間帯、それぞれお聞きをいたしました。午前中の便が八木山を出るのが7時と7時58分の2便ですね。鎮西校から八木山に戻るのが7時41分に出て7時56分に着くと。この時間帯で利用される一般の方というのはほとんどいらっしゃらないんじゃないかと思うんですね、早過ぎて、朝は。そういったふうなことを考えますと、一般の方も混乗ですからという理由かどうかわかりませんが、八木山地区はコミュニティバスは走っておりません。路線バスもない。そういう状況で車をお持ちでない方にとっては非常に交通手段がない地区にな

っております。ですから、スクールバスを活用してくださいと言われても活用ができる状態ではないと思いますので、この八木山地区に関しましては、コミュニティバス等で対応していただくような検討が必要ではないかと、このように思います。そのような検討もしていただきまことを要望いたしまして、質問を終わります。

○委員長

次に、216ページと223ページ、教育振興費、職員給与費について江口委員の質疑を許します。

○江口委員

教育振興費、職員給与費の中で、特別支援教育支援員の配置事業についてお聞きいたします。追加資料の54ページに概要については資料を提供していただきました。この支援員の方々に関しては、以前では、夏休みの期間中いったん途切れてしまう。そのことで、健康保険の切りかえが必要だと。一旦切れて、別の形になって、また戻る、また入れる、それが毎年毎年発生したわけですね。令和2年度以降に関してどうなるのか、任用期間と健康保険の取り扱いについてどうなるのか、お聞かせください。

○学校教育課長

現在、特別教育支援員につきましては、臨時的任用職員の雇用形態をとっております。このため、勤務を要さない夏季休業期間中は任用期限が切れるため、健康保険、雇用保険及び労働保険も切れております。令和2年度からパートタイムの会計年度任用職員として任用することから、兼務禁止規定に当たらず副業も可能であるため、本人の都合によって一旦雇用を辞退される場合を除き、1年間を通じて雇用することとしており、これによって健康保険も1年間を通して加入できることとなります。なお、8月の夏季休業期間中は出校日だけの勤務日となることから、健康保険の本人負担を手出ししていただく場合があります、了承していただく必要があるかと考えております。

○江口委員

保険のことに关してはクリアになるという話でございます。ただこの会計年度任用職員、新聞でも出てきてましたよね。そこで書かれていたのは、多くのケースで、ボーナスだとかあっても諸手当が必要になるので、それこそ日額の報酬を減らして年額が変わらないようにするといった報道がございました。この特別教育支援員の方々に关しては、そのようなことがあるのかどうか、実際給与はどうなるのかお聞かせください。

○学校教育課長

現在、日給6280円ですが、令和2年度から飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の給与表から算定されました日給は6350円に増額となります。また、日給が増額となることから、期末手当が増額となり、片道の距離に応じた通勤手当も支給されることとなりますので、特別教育支援員の給与は、本年度と比べまして増額になるかと思ます。

○江口委員

その点については、前進であるというか、新聞報道のような懸念はないということだと理解しております。今のような答弁だと、どこの学校に勤務するのではなく、おおよその勤務形態、勤務日数等は同様になるかと思ますが、それでよいのかどうか。また、おおよそでよいので、毎月の給与がどの程度になるのかご案内いただけますか。

○学校教育課長

委員がおっしゃられますように、全ての小中学校において勤務形態や勤務日数は同様の取り扱いをすることとなっております。月額給与につきましては、令和2年6月で言いますと、22日の勤務となりますので、日給6350円の22日分で、13万9700円となり、前年度の給与と比べた場合、1540円増加することとなります。

○江口委員

1540円、わずかであるがプラスになっているということなのですが、夏季休業期間について先ほど言及がありました。その点、どの程度の給与になると考えておられるのか、また、その間に、それぞれで別のことをやっていいよというお話がございましたが、それぞれで何か別の仕事を探せというふうな形になるのか、それとも何か市教委として紹介するような仕事等があるのか、その点についてお聞かせいただけますか。

○学校教育課長

夏季休業期間中は、勤務日数が各学校の出校日によってことなりますので、8月は現状でことしのペースでいきますと約3日から4日の勤務という形になりますので、おおむね2万円前後のところになるかと思えます。出校日がふえれば、その分給与も上がるということになります。また、特別教育支援員は、そのような形で夏休み期間中は勤務が非常に少なくなります。一方で児童クラブでは、児童が増員となるため、支援員の募集を行っております。現在でも行われておりますが、この児童クラブの児童増に対応するため、委託先であるNPO法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会が、特別教育支援員を雇用されております。パートタイムの会計年度任用職員は副業も可能であることから、児童クラブの支援員として働いていただくよう呼びかけを行っていきたいと考えております。

○江口委員

やっていただく仕事は現実にあるということはあるがたいことだと思うんですが、そのときに、給与がどうなるかが気になることだと思います。学童への給与と支援員の給与について、どのような違いがあるのかお聞かせいただけますか。

○学校教育課長

特別教育支援員が児童クラブで働く日数によって異なることと、勤務時間が児童クラブの場合に1時間長くなることとなります。給与自体は、もし保育士等の資格を持っておられる方は、日給7960円となります。また、資格を持っておられない方の日給は7290円となり、時給で換算した場合に、特別教育支援員と同額となります。

○江口委員

時給だと同額というふうな話なんですが、資格の有無で違うわけですよね、どちらと一緒になるのでしょうか。

○学校教育課長

特別教育支援員の中でも保育士の資格であったり、教員免許状を持っている場合には、いわゆる支援員としての雇用ができますので、その場合が7960円で、時給換算しますと、特別教育支援員よりも若干高くなります。それ以外の方は補助員として勤務することになりますので、日給が7290円で、時給換算した場合、現状の特別教育支援員とほぼ同額と考えていただければよろしいかと思えます。

○江口委員

学童の資格なしの方々と、特別支援教育の支援員が同額であるということですよ。わかりました。ありがとうございます。特別支援教育の支援員の方々、児童生徒さんでそれぞれに対応して支援をやらなくてはならない大変なお仕事であると思います。その中で、十分な報酬も必要だと思うんです。今回、一定程度前進だとは思っています。ただ、残念ながら、今お話があったように、学童で言うと、学童の支援員の資格を持っておられない方と時給としては同額だというお話がございました。時給計算してみたんです。ざっと846円なのかと思っていただけたのですが、いただいた資料の6350円を勤務時間7.5時間で割ると、そうすると846円なんです。昼休みは45分があるので、これ切ると、940円というふうなところになります。どちらにしてみてもそのぐらいなんです。もし846円のほうになると最低賃金841円でほとんど変わらないという形になります。片一方で45分を考慮に入れると

940円、それにしてみても、そう素晴らしい給与ではないというのが現実であります。他のところがどのように募集をしているのかというところで見ると、古賀市の支援員の方々は、この方々は募集があつてのは教員免許であつたりとか、特別支援教育関係等資格を取得しているものというふうな形で募集をしておられるんですが、この方々への報酬は1時間当たり1250円なんです。学童で、2つのパターンで、資格を持っておられる方とそうでない方々というふうな形でされている。なおさらのこと、この特別支援教育というのは、それこそもう教育そのものですよね。ということを見ると、そこに携わられる方々についても当然のことながら、きちんとトレーニングを受けておられることが望ましいことは言うまでもないことであります。これは文科省のガイドラインとかを見てもそうなんです。とするならば、人が足りないので、来ていただける方々が少ないので、資格を持ってなくてもいいよ。飯塚市はそうですね、資格を持ってなくてもいいよ、ですよ。それもありませんが、片一方で、資格を持っておられる方々には、ぜひ本当は資格を持っておられる方々に来てほしいんだと。その方々には学童とかと同様にきちんとした部分をご用意するということは必要なことではないかと思っております。今回、一定程度前進するわけですが、さらにその部分については検討を重ね、子どもたちに対し、しっかりとした教育ができるように、支援していただきたいとお願いをしておきます。

○委員長

次に、218ページと225ページ、教育振興費、教育用情報機器整備事業費について、田中裕二委員の質疑を許します。

○田中裕委員

218ページ、225ページ、教育用情報機器整備事業費についてお尋ねいたします。これはタブレット端末を小中学校合わせて1400台を購入するような予算計上となっておりますが、これは国が示しております、児童生徒が使用する端末1人1台の整備と、このように考えていいのかどうか、お尋ねいたします。

○教育総務課長

国は平成29年12月に、平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針としまして、3クラスに1クラス分程度の整備を示しております。本市におきましても、3クラスに1クラス分程度の整備を2022年度までに行うことというふうに現在進めてきておりました。そのような中、昨年12月に文部科学省がギガスクール構想を掲げ、全国一律に児童生徒1人1台の端末整備という方針が改めて示されたところでございます。これを踏まえまして、今後も、国の動向をし注視しつつ、補助金等を活用しながら、計画的に1人1台の端末整備を目指し、学校におけるICT環境の整備を本市としましても努めていきたいというふうに考えております。

○田中裕委員

ただいまご答弁がありました中で、ギガスクール構想という言葉が出てまいりました。このギガスクール構想におきましては、2023年度までに1人1台の端末整備を目指す、このようなものでありますが、本市におきましては、今後、どのように1人1台の端末整備を行う予定なのかお尋ねいたします。

○教育総務課長

先ほどの答弁と重複いたしますが、今後、児童生徒1人1台の端末整備を行っていく中で、学習における活用方法や、また教職員のスキルアップ等についても研究を行うと同時に、補助金の制度の活用など、財源の確保も加味した中で関係部署と協議等を行いながら進めてまいりたいと考えております。

○田中裕委員

本市の小中学校を合わせますと9学年、恐らく1万人近くの児童生徒がいらっしゃると思



ます。今回の予算では1400台ということで、1人1台どころか全然足りていない状況でございます。この1400台をどの学校にどのように配分するかというのが非常に大事になってくるのではないかと私はこのように思います。各学校に平均的に満遍なく配布するのか、それとも、どこかひとつモデル校みたいなものを指定をされるのか、どのような方法が一番いいのかというのを今後検討していただくかなければいけないと思いますけれども、限られたこの1400台を本当にしっかり、このICT、タブレットを使った学習の効果が、検証できるような配分をぜひとも考えていただきたいとこのように思います。それとあわせて、先ほどの答弁の中で教職員のスキルアップアップ等という話が出ました。このICT教育に関しましては、当然、メリットもたくさんございますけれども、逆にデメリットも数多く指摘をされております。例えばICT機器に苦手意識を持つ職員の負担になることもあるとか、ICT機器を職員が使うことに気をとられると授業効果が悪くなるという指摘、また、生徒の創造力が低下する可能性もあると、このような指摘もされておりますので、このようなデメリットの解消もぜひともお願いをいたします。

○委員長

次に、同じく教育用情報機器整備事業費について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

導入を予定しているタブレット型パソコンについて、資料のほうを提出していただいておりますが、改めてどのような形を考えているのか、お聞かせいただけますか。

○教育総務課長

今回提出をさせていただいております資料にもお示しをしておりますけど、パソコン教室等において行うオンライン英会話やプログラミング等の学習活動に支障のないタブレット型パソコンというふうな導入を考えております。

○江口委員

仕様を見ると、そんなにハイスペックではないどころか、現行でいうとちょっと低いのかなと思うわけですが、この仕様はどのように決定されたんですか。

○教育総務課長

仕様につきましては、先ほど申しましたように児童生徒の学習活動に支障がないのか、また価格等についても加味した中で検討をしたところでございます。

○江口委員

調達について、お聞きいたします。指名競争入札というふうな形で調達を予定されているということですが、1台当たりこれはどの程度の価格を考慮しておられるのかどうかと、それと市役所の業務用のパソコンタブレットの調達のときにも言ったんだけど、分離分割発注を考慮しているのかどうか、その点いかがですか。

○教育総務課長

まず1点目の価格につきましては、1台当たり10万2300円で見込んで計上させていただいております。次に、調達につきましては分離分割発注ということですが、学校での活用を支障のない範囲内において、分離分割発注ということを考えております。

○江口委員

市役所のパソコン、タブレットの調達の中では、国内産、国内メーカーという話がありました。外国のメーカーでも国内産があるよという話をさせていただいた部分がございます。そういったことを考えて今10万2千円余りというお話がございましたが、スペックを見る限りでは、多分、市役所の調達するタブレットよりも低スペックのものであると思いますので、それこそ調達価格には十分気を使いながら、やっていただきたいと思っております。

○委員長

次に、225ページ、教育振興費、その他の教育振興費について、田中裕二委員の質疑を許

します。

○田中裕委員

225ページ、部活動外部指導者謝礼金について、お尋ねをいたします。今回予算計上されております、151万2千円、この予算は何人分なのか、また令和2年度の採用予定はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○学校教育課長

部活動外部指導者は、昨年度と同様18人を見込んで予算計上しております。令和元年度では16人の外部指導者の登録がございました。外部指導員は各校から適任者を推薦いただき、登録していただいております。現在、各中学校へ令和2年度の外部指導者の登録者の調査を実施している最中ですが、外部指導者の確保は、教職員の働き方改革につながる取り組みでもあり、昨年以上の登録予定数を期待しているところでございます。

○田中裕委員

運動部活動指導員とはどのような職なのか、令和2年度には部活動外部指導者に加え、運動活動指導員を採用する計画はあるのか、あるのであればその予算は何人分なのかお尋ねをいたします。

○学校教育課長

運動部活動指導員は、教員の多忙化の要因の一つとなっている部活動指導の負担軽減を図るため、顧問教員にかわって、単独で指導、引率を行うことができる部活動指導員を会計年度任用職員として新たに中学校に配置するものでございます。令和2年度は5人の配置予定で134万4千円を計上しております。部活動指導員は単独での指導、引率を行うことができることから、その要件には、学校教育に関する十分な理解を有することが求められます。また、学校長の指揮監督を受けることとなりますので、現在、中学校へ運動部活動指導員の推薦調査も実施しているところでございます。

○田中裕委員

部活動指導員の要件には学校教育に関する十分な理解を有することが求められると、このようなご答弁がございましたが、この部活動指導員は資格か何か必要なのかどうか、いかがでしょうか。

○学校教育課長

特別な資格が必要であるとはなっておりません。

○田中裕委員

このような部活動外部指導者、また運動部活指導員を配置することによって、教師の方の負担の軽減につながっているとお考えなのか、お尋ねいたします。

○学校教育課長

教員の負担軽減にはつながると思っておりますが、適任者の問題でありますとか、保護者の理解等を求める必要があるかと思っておりますので、慎重に対応したいと考えております。

○田中裕委員

部活動は教育の一環として大きな役割を担っておりますが、その反面、先生方の負担となっていることも事実であろうかと、このように思っております。一所懸命、部活動に取り組みたい子どもたちのためにも、先生方のためにも、運動部活動指導員の制度を取り入れることは意義があると考えます。今後、さらにその制度の充実も図っていただきたいということを要望いたしまして、質問を終わります。

○委員長

次に244ページ、文化会館費、文化会館整備事業費について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武委員

私のほうからは、文化会館整備事業費についてということで6620万7千円の件について、何点か質問したいと思います。まず1点目が、工事監理委託料等207万7千円ですけども、何の工事監督委託料なのか、よろしくをお願いします。

○文化課長

工事監理委託につきましては、令和2年度に実施する飯塚市文化会館大規模改修工事に関する工事において、図面どおりに実施されているか否かを確認する品質管理を委託するものでございます。

○田中武委員

それでは大規模改修工事6160万円の具体的な内容についてどのようなものか、よろしくをお願いします。

○文化課長

令和2年度は、文化会館の機能を維持する工事を優先して実施いたします。具体的には屋根の防水工事、及び外部ガラス面の清掃に使用するゴンドラ設備の更新を行うものでございます。

○田中武委員

さきの12月の定例会の中でも、同僚議員のほうからこの文化会館の今後のあり方について、市の考え方を問う一般質問があったというふうに思います。その後、教育委員会のほうで検討が行われているのかどうか、お聞かせください。

○文化課長

12月定例市議会において、避難所としての位置づけ及び今後の維持管理費等の費用対効果を考えた場合に、現地で維持管理していくべきものなのか、今一度再考すべきではないかという観点からご質問のほうをいただいております。現在取り組んでおります改修計画におきましては、文化会館が開館当初から有する施設機能を維持し、建物の耐用年数60年間を安全で快適な施設として市民に提供できるよう、特に、大地震発生時に対応するためのつり天井脱落防止工事を含む施設設備の劣化部分の改修工事を行うものでございます。将来、建てかえの判断をする時期には、現地が最適か否かから検討すべきと考えますが、それまでは、本市の文化活動の拠点施設として、今後とも維持していきたいと考えております。ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

○田中武委員

文化会館ができて27年目ぐらいですかね。ということは、あと33年間あるということで、今回の改修工事も莫大なお金が上がってますが、あと33年間維持改善の修理費が相当かかるんじゃないかなというふうに思います。現在の位置で本当にこの会館がいいのかも含めて議論をしていかないと思うんですが、そのときには、市民のいろんなご意見をいただいて、あそこがベストではないかとか、あとは公共交通機関の関係とか、利便性をどう考えていくかというのも、将来のことなんですけども、少しずつ考えていただいて、今後の維持管理費も莫大にかかると思いますけども、再度の検討をすべきだというふうに思いますので、それを要望しまして、この質問を終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長

次に、同じく文化会館整備事業費について、平山委員の質疑を許します。

○平山委員

今の田中委員の質問に少し類似はしておりますが、私なりの観点で質問をいたしますので、よろしくをお願いいたします。12月議会で同僚議員から、飯塚市文化会館について一般質問があつておりました。答弁、説明は聞いております。その上で、すいませんが、予算に計上されている大規模改修工事について、令和2年度を含め、来年度以降の工事内容について、もう一度詳しく説明をお願いいたします。

○文化課長

平成30年11月に策定いたしました飯塚市文化会館、イイズカコスモスコモン改修計画におきまして、令和元年度より5カ年の改修に必要な事業費を見込んでおります。総事業費としましては、概算で23億6683万1千円を見込んでおります。令和3年度以降につり天井耐震工事及び老朽化した施設の機能維持に係る改修工事を実施いたします。計画期間後につきましても、必要な維持補修を行いながら、会館の運営を行っていくこととなります。その事業費につきましては、さきの12月定例市議会でもご説明いたしましたとおり、国が示す製品や構造がつくられてからその役目を終えるまでにかかる費用をトータルでとらえるライフサイクルコスト法に基づき算定しますと、建設から60年間の修繕改修費は、おおむね建設費となっていることから、当初建設費約78億4400万円のうち、これまで修繕改修に要した費用を除きますと、今後約45億円が必要であると想定をされております。

○平山委員

5年間で、概算で23億6683万1千円。今後、約45億円が必要であると答弁されております。今のこの説明があった後に、また同僚議員が今後の維持経費、低い稼働率、平成15年の大雨の際に浸水したことなどを考えると、現施設を維持管理していくことは再考すべきではないかとの発言があつております。私も全く同感であります。それだけの事業費があれば、改修ではなく、現在より規模、性能は少し縮小した形でも新たな場所に建てかえるという方法があるのではないかと考えます。例えば穎田地区には、体育館、プール、武道館跡地もございます。そういう場所での建てかえ、移転等の検討はされなかったのでしょうか。答弁をお願いします。

○文化課長

改修計画の策定に当たりましては、具体的な地域の検討までは行っておりませんが、建てかえにつきましても比較検討を行いまして、経済性や文化活動の継続性、また、公共施設のあり方に関する実施計画との整合性などから判断をいたしまして、現施設の改修で、本市の文化芸術の活動拠点を確保することとしたものでございます。将来的には建てかえの判断をする時期もまいります。その際には、別の場所での建設も視野に入れて検討していく必要があると考えております。

○平山委員

第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中にも、これからの人口減が進むこの日本の中、そして飯塚市の中、特に穎田地区は高齢化が進み、人口が減少しております。そういう地区の人口減少に歯止めをかける対策としても、今後、公共施設の建てかえや移転の計画がありましたら、その予定地として検討していただきますよう要望して、私の質問を終わります。お願いします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:57

再 開 11:09

委員会を再開いたします。次に246ページ、教育費、保健体育総務費について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

予算書の246ページ、保健体育総務費のオリパラ関連について、お聞きいたします。予算資料27ページには、パラリンピック事前キャンプ地支援事業費一式として629万5千円の計上があつておりますが、まずこの概要を教えてくださいませんか。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

ただいまご質問のありました事業費の内訳につきましては、629万円の内訳、選手の宿泊費や食費、練習会場借り上げに要する費用、ボランティアスタッフにかかる費用などの経費を、

2020パラリンピック事前キャンプ地飯塚市誘致支援実行委員会の負担金として、530万円を計上しております。また、東京2020パラリンピック競技大会に出場します南アフリカ共和国、車いすテニス及びパラ水泳チームの観戦応援にかかる費用としまして、旅費5人分、88万1千円。また、広報に掲載するための印刷製本費、11万4千円を計上いたしております。それが内訳でございます。

○江口委員

そもそもこの事前キャンプ、なんのためにするんですって。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

本市におきましては、選手の皆様が最高のコンディションで大会を迎えられますよう、選手の移動や練習補助、また宿泊場所や食事、練習会場の提供などを支援するものでございます。また、このことにつきましては、東京オリンピック・パラリンピックを契機としまして、飯塚市が目指しておりますやさしいまちづくりの活動を前提に、飯塚市でこの支援実行委員会を設立しまして、事前キャンプを誘致をいたしております。

○江口委員

オリンピック・パラリンピックのキャンプを通じて、市民の皆様方に、市としてのあり方、共生社会であるとか、福祉の理解であるとか、スポーツへの理解、それを深めていただくためにやるわけですよね。そういうことでよろしいですか。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

そのとおりでございます。

○江口委員

となると、どれだけそれを知っていただく活動するかが、きちんとやらなくてはならないと思うわけです。ところが片一方では、飯塚市が南アフリカの事前キャンプ地になっていることを知らない方々も多いわけです。その周知、啓発等については、どのようになされておられるのかお聞かせください。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

市民の皆様への周知につきましては、昨年4月にイオン穂波店で開催されました飯塚車いすテニス大会第35年記念イベント会場におきまして、南アフリカ関連ブースを設けて周知等を行いました。また、市のホームページ等を通じまして、周知を行っているところでございますけれども、委員さんのご指摘、おっしゃるとおり、市民の皆様幅広く認知していただく必要があるとは思っております。今後につきましては、東京2020パラリンピック競技大会に向けまして、機運醸成を図るため、市報への掲載や、市内施設へのポスター掲示などを行うこととしておりまして、周知を徹底して進めていくことといたしております。

○江口委員

今、お話の中では、今後は市報掲載、市内施設へのポスター掲示などとお話ございましたが、この600万円強の予算の中から考えると、甚だ小さいものではないのかなと思うわけです。きちんと知っていただくためのイベント等の開催については考えておられないのか。いかがですか。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

今回、本年度も開催します4月の飯塚車いすテニス大会時に来訪される南アフリカ共和国の選手との交流事業の実施については予定しております。また、本番直前の8月に予定しております事前キャンプ時に、選手の負担にはならないように配慮した中で、ウェルカムパーティーの開催や市民との交流事業を実施することを予定しておりまして、こうした事業を通じまして、キャンプを盛り上げていきたいと思っております。

○江口委員

この総額の予算の中で、予算書を見ると530万円という実行委員会の負担金がございます。

実行委員会全体では、総額として、令和2年度ではどのぐらいの予算があって、その中で、そういった周知啓発に関してどの程度お金を使われる予定なのか。また、市としてどの程度お金を使う予定なのか、その点いかがですか。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

実行委員会に対しましては、先ほど申しました飯塚市の負担金530万円と活動によります協賛金をいただく活動を行っております。この予算を予定しまして、224万2千円を実行の全体予算、754万2千円として、予定しております。また、ご質問のありました広報、普及啓発の部分につきましては、そのうち計画では14万円、内容としましては、事前キャンプのパンフレットの作成等で啓発活動を進めていきたいということで計上いたしております。

○江口委員

14万円。残念だなと思うわけです。片一方で、観戦応援の費用、88万円出すわけですよ。これをやめて、啓発のほうに回しませんか。他方では、市民の団体等で独自に南アフリカ関連のイベントを行っておられるところもあります。たしか今年度中にもありました。そういった団体と一緒にやること等も考えられるわけですが、そういった部分で支援をしていくというお考えはございませんか。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

委員さん、ご承知かと思われる中でご質問いただいたと思います。昨年12月1日に市民団体が開催されましたイベントでございますけれども、当市の職員を招いていただき、本市が南アフリカ共和国の事前キャンプとなるまでの経緯や、これまでに実施しました車いす選手団との交流イベント等について、来場された皆様にご報告をさせていただいた機会がございました。市民団体に対する補助金の交付に対する考え方としまして、やはりイベント等を開催するという方法もある中で、補助金の交付に当たりましては、イベントの趣旨や公平性、また、他のイベントの公平性などを考慮して、判断する必要があるかと思っております。単に補助金を交付して市民団体等にお任せするのではなく、ご指摘いただいたように、市がイベントに参加することで、市民への周知を図る機会、拡充の方法もあると考えております。

○江口委員

そうですね。市が参画することが大切だと思うんです。公平性、大切だと思うんです。だったとするならば、市としてこうやってやりたいんだと。ぜひ皆様方一緒に手を挙げてくれませんか。予算はこの程度あります。いいアイデア募集します。その中からいいものを選びましょう、複数でもいいですよ。そういうお金に使われているのであればいいと思います。観戦88万円よりも絶対そちらのほうがいい。そう思うんですが、いかがですか。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

市民に最も周知していただく費用に費やすべきだというご質問かと思っております。南アフリカ共和国事前キャンプにつきましては、公民による組織委員会を設立しまして取り組みを進めているところでございまして、周知活動等についても、構成団体と連携して強化を図っていきたく考えております。今申し上げましたこの応援観戦につきましても、実行委員会との協議を踏まえ、その分で実施していこうという内容の中で事業計画を立てたものでございます。そういったことから、選手に対する地元からの応援というのが必要と考え、この予算については執行したいと考えております。

○江口委員

協議、検討するのは大切だと思うんですが、ただ片一方で、今まで言われたのは、PRの予算は14万円なんだということなんです。であるならば、その88万円、5人をぐっと減らしても、そちらのほうできちんと。もともとやりたいことは何ですかということなんです。もともとやりたいことは、このオリンピック・パラリンピックの事前キャンプを通じて、共生社会というのをしっかりと飯塚に根づかせるためにするわけでしょう。南アフリカを応援するの

ではないんです。それも一部分であります、それは従です。主であるもの、主なものは何なのか。それにきちんとスポットを当てた予算執行をお願いをしておきたいと思います。

○委員長

江口委員、質疑時間が5分を切っておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に248ページ、保健体育施設整備費、体育館等建設事業費について、川上委員の質疑を許します。（発言する者あり）

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑はないようですから、「第10款 教育費」から「第12款 予備費」までについての質疑を終結いたします。

次に、歳入の質疑に入ります。歳入についての質疑を一括して許します。初めに、質疑通告されております51ページ、基金繰入金、ふるさと応援基金基金繰入金について、吉松委員の質疑を許します。

○吉松委員

ふるさと応援基金繰入金についてお尋ねいたします。ふるさと応援基金繰入金の活用事業分につきましては、資料の提出ありがとうございました。活用事業が多岐に分かれておりますので、一目瞭然となりましたので、非常にわかりやすくなりました。これこそがふるさと応援基金を創設した目的であったと思います。その内訳について、説明をお願いします。

○地域振興課長

ふるさと応援基金は、ふるさと応援寄附金がどのように活用されているか、寄附した成果や効果が見えるように具現化することで、今後の寄附金額の増額につなげ、魅力あるまちづくりを推進するために設置したものでございます。その基金の活用事業としては、提出しております資料をご覧くださいと思います。提出資料の7ページをお願いいたします。応援メニューのまちづくりの推進に関連する事業では、1. まちづくりに取り組む住民組織の支援、2. まちづくりの拠点施設の整備に2億667万2千円を活用させていただき予定としております。同様に、産業経済の活性化に関連する事業には4949万8千円。教育文化の充実に関連する事業には、1億1096万8千円。市民福祉の向上に関連する事業には3162万3千円、生活基盤の充実、環境整備に関連する事業には2319万4千円、全事業に関連する事業には9061万8千円、合計5億1257万3千円を活用させていただき予定としております。この活用予定の事業につきましては、本年6月ごろ、ホームページで公表し、既にご寄附いただいた方を含む全国の方々に発信し、ふるさと応援寄附を募るようにしております。

○吉松委員

このふるさと納税制度には、私自身、若干疑問を感じているところがございますけれども、この制度がある以上、そして現実に成果が出ている以上、この制度に乗っからざるを得ないというふうに考えております。ここから質問ではなくて、要望として発言させていただきます。

先ほどの活用予定の事業については、6月ごろのホームページで公表するということでしたけれども、予定だけではなくて、今後は、納税していただいた方々にこんなふうに使わせていただきました。そしてこんな成果が出ましたというようなメッセージを何らかの形で発信していただきたいと。そうすれば、ふるさとは遠きにありて思ふもの、そして悲しくうたふもの、室生犀星の詩でございますけれども、その反対に、ふるさとは遠きにありて思ふもの、そして楽しく送るものと、そういうふうな気持ちになっていただくように、またそのことこそが他の自治体に先駆けてこのふるさと応援基金を創設した意義であると考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長

同じく、ふるさと応援基金繰入金について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

ふるさと応援基金繰入金につきまして、質問させていただきます。趣旨は、先ほど吉松委員のほうから言われましたとおり、私も同じような感想を抱いています。1点だけ、今、吉松委員の質問の中で、それぞれの産業・経済の活性化に関する事業でありますとか、教育・文化の充実に関する事業、市民福祉の向上に関する事業、生活基盤の充実、環境整備に関する事業、全事業に関連する事業というふうな区分けがあったかと思うんですけど、これは、それぞれに予算が割り振られているわけですけど、どういう基準でこの予算に割り振っているのか、寄附する段階で、こういうことに使ってくださいというふうな形で寄附をされたので、これに使いましたというふうな、単純なその図式があるのかどうか、ちょっとそれを教えてくださいませんか。

○地域振興課長

メニューが6項目ございますので、その入った金額の率によって、先ほど申し上げたように割り振ったということでございます。

○委員長

もうちょっと詳しく、内容まで言ってもらっていいですか。

○地域振興課長

応援メニューといたしまして7項目あるのが、先ほど質問委員が言われたようなまちづくりの推進、産業・経済の活性化、教育・文化の充実、市民福祉の充実、生活基盤の充実、環境整備、全事業という6項目ございまして、それぞれで入ってくる金額がございます。入ってきた金額が率として出てますので、その率に応じて歳出予算に割り振ったというふうなことで、今回このように、先ほど説明させていただいた予算にしております。

○永末委員

要は、寄附をされる段階で、これに使ってくださいという形で寄附をするので、それに使いますというふうな考え方ですね。

○地域振興課長

寄附者が、そのような形で寄附していただいておりますので、今質問委員が言われたような形で割り振っているということでございます。

○永末委員

先ほど吉松委員も言われましたけれど、ふるさと納税の本来の目的が、返戻品のほうが注目されますけど、やはりこのふるさとに対して寄附をして、ふるさとのためにやってくれということなので、当然それがどういったことに使われますとかいうのは当然見える化をすべきだと思いますし、そのための基金の創設だと思っていますので、そのあたり、しっかりと何かそのあたりも飯塚市独自の工夫をされれば、集まり方も差別化できると思いますので、そのあたりちょっとしっかりと検討していただくように、要望して終わります。

○委員長

次に、58ページ、市債について吉松委員の質疑を許します。

○吉松委員

市債についてお尋ねいたします。この中には過疎対策事業債の活用が見込まれているようですが、その総額、活用事業と活用予定額をお尋ねいたします。

○財政課長

令和2年度の一般会計予算では、過疎対策事業債の活用総額は10億620万円を予定しております。その内訳は、ソフト事業分として小中学校のスクールバス運行事業で5460万円、予約乗合タクシーやコミュニティバスの運行事業で2270万円など、地域振興事業債で1億90万円の活用を予定しております。ハード事業では、筑穂保育所整備事業で5億8400万円、第2出雲線道路改良事業で3160万円、大分小学校大規模改造事業で5740万円、筑



穂体育館施設整備事業で2億740万円、筑穂野球場施設整備事業で2490万円の活用を予定いたしております。

○吉松委員

過疎対策事業債は、総額で10億円余という大きな金額ですけれども、これは大変有意義な事業債だと思っております。この過疎対策事業債は5年刻みということで、令和2年度までというふうになっております。これが延長になるかどうかは未定ですけれども、もし延長になるならば、この事業債の目的、これはあくまでも過疎地域の自立促進、そして活性化でございますので、今までの活用事業も大切だと思っております。しかしもう一步踏み込んで、例えばサンビレッジ茜にオルレをつくるとか。例えば、大分廃寺跡というのがあります。これは国の施設史跡、飯塚市の中には、鹿毛馬の神籠石とこの大分廃寺跡という2つしかございません。それでこの大分廃寺跡というのは、奈良時代の塔の跡で、推定で30メートル以上あったという塔ですから、恐らくその当時九州で一番高かったのではなかろうか、私の調べた限りですけど一番高かった塔があった。それが何であったかというようなこと考えれば、どんどんロマンは広がるんですけれども、そういったものを観光コースの一つとしてこういった事業債を使うというような、例えばでございますけれども、そういう今まで過疎対策事業債を使ってきた項目よりも一步踏み込んだ活用の仕方もあるんじゃないかと思っておりますので、これはまた、飯塚市全体にとっても活性化につながると思っておりますので、そのようなこともぜひお願いしたいと思っております。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、歳入について質疑を終結いたします。

次に、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債についての質疑を一括して許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債についての質疑を終結いたします。

次に、総括質疑に入ります。初めに、質疑通告されております、財政見通しとの比較について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

財政調整基金繰入金と財政見通しとの比較ということで、質問させていただきます。最近、新聞等を見ていると、やはり財政がかなり苦しくて、予算が立てられないというふうな自治体が、やはり出てきているというふうな報道がっております。実際に見通しを立ててみると、数年先の見通しも立たないというふうな自治体も出てきております。常々私もその部分を心配しておりまして、財政大丈夫ですかというところで、財政見通しとの比較を毎年毎年させてもらっておりますが、今回も予算にはなりますけれども、市の財政がきちんと成り立つのかどうか、確認させていただきたいと思っております。

財政調整基金繰入金と減債基金繰入金、要は基金の取り崩し額ですけど、この合計額につきまして、令和2年度の財政見通しの額と決算額または最終予算額とそれぞれの比較をお示しいただけますか。

○財政課長

財政調整基金と減債基金を合わせて、財政調整のための基金と表現させていただきます。それと財政見通し最新の数値につきましては、令和元年6月に公表したものととなりますので、その数値でお答えさせていただきます。令和2年度につきましては、当初予算の額は33億3631万円の繰り入れ、財政見通しにつきましては15.7億円の繰り入れで、予算と財政見通しの差は約17億7千万円でございます。

○永末委員

要は、財政見通し上では、15億7千万円基金を取り崩して繰り入れるというふうな予定でありますけれども、来年度予算に関しては、それを17億円上回る33億3631万円の基金取り崩しで繰り入れをするというふうなことだと思うんですが、その差額の17億円というのは決して小さくない額だと思うんですけど、この差というのはどういったことで生じているのか、答弁いただけますか。

○財政課長

財政見通しは決算ベースで作成しておりまして、予算と比較した場合、予算の執行の結果発生する執行残、これは約17億7千万円の差としてあらわれているものと考えております。平成30年度の財源調整のための基金繰入金の最終予算額と決算の実質収支を例にしますと、最終予算では、11億9513万1千円の繰り入れ、決算では財源調整のための基金繰入を除いた実質収支は約8億9千万円の黒字でございました。最終予算と財源調整のための基金繰入を除いた実質収支を比較しますと、約20億8千万円の差がございます。令和2年度にも、この約20億8千万円の差が発生すると仮定いたしますと、予算の約33億4千万円から約20億8千万円を差し引きしまして、約12億6千万円の財源調整のための基金繰り入れとなります。この数値を財政見通しの15億7千万円と比較いたしますと、約3億1千万円改善しているということになります。決算状況は、毎年度変化しておりますので、この数値は決算時には変動するものと思いますが、例年、予算と決算では差が発生しておりますので、質問委員がご指摘されている17億7千万円の差につきましても、決算においては縮減され、財政見通しに近づくのではないかと想定いたしております。

○永末委員

差が、決算においては見通しに近づくんじゃないかなろうかというところで、その部分では安心をいたしておりますが、実際まだ財政見通しも何年かおきに出していただいていますし、最終的に出された分に関しては大きく財政見通し改善されて、基金がたしか50億円ぐらい積み増しをされて、10年後に残る基金が70億円ぐらいになるんじゃないかなろうかというふうな見通しとの比較になると思いますので、そこは少し安心はしているんですが、ただそう言いましても、やはり大きな金額が動いていきますし、突発的な何かが起こるということも十分に想定した上でも行っていかなくちゃいけないと思います。常々私も申し上げておりますけれども、歳出をやっぱり削っていくというのはなかなか市民生活にかかわってきますので、難しい部分が出てくると思いますので、やはり歳入をいかにして確保していくのかという部分、非常に今後重要になってくると思いますので、いろいろ私のほうからも起こったことをやったらどうですかという話はさせてもらってますので、ぜひとも、そういった部分、しっかりと注目してやっていただくことを要望いたしまして、質問を終わります。

○委員長

次に、同じく財政見通しについて江口委員――。（発言する者あり）次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

すみません。コピー機やプリンターの調達について、ちょっとお伺いしたいと思います。飯塚市には本庁、支所、企業局、小・中学校等々ございますが、飯塚市として契約している総台数、買い取りだったりリースというのは、それぞれ何台ずつあるんでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11：42

再 開 11：43

委員会を再開いたします。

○契約課長

ただいまのご質問の件でございますけれども、全課それぞれ全庁的に各課で調達をしているというのが主でございます。コピー機の買い取りであったり、リースであったりと、契約の形態もさまざまとなっております、大変申しわけございませんが、現在その総台数ということの調べをしておりませんので、調べるには、少しお時間をいただきたいと思っております。

○兼本委員

そうすると、これは入札というわけではないのでしょうか。

○契約課長

入札というのもございますし、各課でリースで契約する場合等がございますので、一概に入札というふうには、全てがそういうふうな契約形態というものではないというふうに考えております。

○兼本委員

例えば、パフォーマンスチャージ料とか、そういったものもちょっと違うのではないかと思いますけれども、確かにそのコピーの枚数等々によっても違ってくると思いますし、今答弁いただいたように、どのようになっているかというのもまだ確認してみないとわからないということですので、そのあたりの確認のほうを、早急に取りかかっていたいただきたいと思います、いかがでしょうか。

○契約課長

ぜひ調査をさせていただきたいと思っております。

○兼本委員

そのあたり、また調査していただいて、また報告していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○川上委員

新型コロナウイルス対策と財政出動について、お尋ねをします。予算案には新型コロナウイルス対策関連費用が見当たりません。どこかに予算計上していますか。

○健幸・スポーツ課長

新型コロナウイルス感染症に対する令和2年度の予算計上は行っておりません。

○川上委員

理由をお尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

新型コロナウイルスの感染につきましては、本年1月に初めて確認をされております。感染拡大におきましても、2月中旬から今現在に続いているわけですが、令和2年度の予算には反映させるタイミングといたしますか、違うということでございます。

○川上委員

今回予算計上の予備費は、例年レベル5千万円でしかありません。新型コロナウイルス対策のために必要と思われる規模には遠く及ばない。大幅な財政出動に備えて予備費の大幅な積み増しが求められる局面にあると思います。そこで、市民生活の各部面にかかわって、新型コロナウイルス対策の現状、今後の課題、さらに必要な財源についてお尋ねしたいが、その前に、まず市民の関心の高い検査体制について伺います。発熱が続き、せきも出る、新型コロナにかかったかな、検査してもらいたいと思ったら、どうしたらいいんですか。

○健幸・スポーツ課長

せきや発熱などの症状があり、新型コロナウイルス感染の恐れがあると思われましたら、嘉穂・鞍手保険福祉環境事務所、こちらのほうが帰国者・接触者相談センターと同一になるわけ

ですけれども、ここにまず連絡をしていただくという体制になっております。

○川上委員

4日間待たなくてもいいですか。

○健幸・スポーツ課長

健常者と申しますか、普通の状態からの発熱であれば、4日間様子を見てほしいと。また高齢者であったり、持病を持たれている方につきましては、2日間の発熱の状態を見て、連絡をしてほしいということになっております。

○川上委員

普通の病気であれば初日から病院に行きますよね。それで、そのところ難しいんです。それで、市独自に電話相談窓口の設置が必要になっておるのではないかと思いますけれど、いかがですか。

○健幸・スポーツ課長

本市におきましては、1月29日に警戒室を設置いたしました。その後、1月30日に警戒対策会議を開きまして、それ以後、健幸・スポーツ課内に相談窓口を設置いたしております。

○川上委員

それが周知されておらず、これからのフェーズの進展によってパンクするのではないかと、いうことを心配しているわけです。それで今申し上げましたフェーズの判断はどうなっていますか。

○健幸・スポーツ課長

フェーズの見きわめ、次のフェーズに向けた対策の準備が最も重要と考えております。国や県の動向、医療機関等からの情報を把握し、飯塚市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、対策準備を進めているところでございます。現在の状況といたしましては、県内発生早期、県内では3名の感染の報告がっております。そのため、県内発生早期に当たると考えています。また次のフェーズであります県内感染期に対する準備を今行っているところでございます。

○川上委員

国際的にはパンデミック宣言が出たわけですがけれども、市民のために検査体制の充実が急がれると考えますが、そのために市が行うべきこととして、現在検討していることは何か、お尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

まず、感染防止対策といたしまして、個人の感染防止対策、それと集団での感染防止対策が2つあり、そこは分けて考える必要があると考えております。個人の感染防止策といたしましては、手洗い、消毒、せきエチケットの徹底を行いまして、感染経路である飛沫感染、接触感染の防止に努める必要があり、そのことを市民の皆さんにホームページに掲載するとともに、3月1日に、その旨のチラシを作成し、全戸配布をいたしたところでございます。また、集団での感染防止対策といたしましては、こちらのほうが3月6日から3月24日まで、市のイベントを中止いたしまして、集団感染の防止に努める施策となっております。また、市立小中学校においても臨時休校を行い、感染防止に努めているところでございます。

○市民協働部長

すみません。検査体制につきましては、基本的には保健所行政という形で、県の保健所のほうで対応していくということでございます。したがって、今答弁いたしましたのは、本市として今やっていると、いうのは、感染防止対策ということに重点を置いているわけでございますので、今のような答弁をさせていただいております。

○川上委員

先日の国会での公聴会において、専門家会議の尾身副座長は、現在の検査体制が医学的知見からのものではなくて、検査体制がその程度しかないからああいうことを言ったんだというふ

うに述べましたね。それに対して、上公述人は、新型コロナを診て、患者を診ていないという事態が起こっていないかという指摘をしています。つまり、新型コロナ以外の病気で発熱だとか、倦怠感とかあるわけですね。そういった方々に、高齢者は2日間待てと、それ以外の方でも4日間待てというのでは、新型コロナを診て患者を診ないということにならないのかというところに、公衆衛生上の問題の手おくれ、体制のおくれの問題と、みんなが押し寄せれば医療崩壊しかねないと。第一線で。そういうジレンマが現実にあるという認識を我々は持つ必要があると思います。

そこで、市が責任を負うべき部面について、先ほど学校とか、いろいろ述べられましたけど、ほかにもきちんとしたものが必要だと思います。どういったことが考えられますか。どういった場所。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:55

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

○川上委員

感染防止対策として市民生活の維持に行政が責任をもって行うべき部面はどこか、対策の状況はどうかお尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

私ども行政が市民生活を維持するために必要な部面ということでございます。市役所を初めといたしまして、公共施設、保育所、学童、学校等がございます。それ以外にも、介護、高齢者等の福祉施設、また医療機関、消防、警察、それ以外にも公共交通のためにも、JRの駅舎、コミバス、予約乗合タクシー、買い物ワゴン等の対策が必要と考えております。

○川上委員

現段階で緊急に必要な財政出動の規模は想定できますか。

○健幸・スポーツ課長

現在のところではまだ見通しが立ってない状況でございます。

○川上委員

感染防止に不可欠なマスクは、2月6日協働環境委員会での私の質問に対して、備蓄が4万枚あるとのことでした。私は基礎疾患がある、あるいは感染に脆弱であるなど、基準を明確にして市が備蓄するマスクを早く活用するよう提案いたしました。備蓄マスクの活用実績と計画はどうなっているかお尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

さきの2月の協働環境委員会の中で、在庫といたしまして4万枚程度があるというご答弁をさせていただきました。その後でありますけれども、市役所内、防災安全課のほうに災害用の備蓄用のマスクがございました。まず、2月25日、その分がわかりまして、2月25日時でございますけれども、その当方で約12万枚のマスクがございました。その後でございますけれども、先ほど申しました医療機関、飯塚医師会、歯科医師会、薬剤師会等にマスクを配布いたしましたところがございます。その後でございますが、学童、それと保育所、急患センターにもマスクを配布いたしましたところです。それ以外にも消防本部、警察庁、それと妊婦の方にも、マスクを今現在お配りをしているところがございます。現在、マスクの確保というのが困難な状況にあるため、現在外部機関での必要枚数の把握を行っておりまして、重症化リスクの高い方々への配布など、判断しながら、活用していただいているところがございます。

○川上委員

国の対策の第2弾で布製マスク2千万枚が介護施設などに緊急配布、医療機関向けマスク

1500万枚優先配布ということになっております。飯塚市が備蓄マスクを出し惜しみ、していると市民から心配されないように、機敏に備蓄マスクについては展開するというふうにしていただきたいと思います。それでは消毒用アルコールの備蓄状況及び活用状況を尋ねます。

○健幸・スポーツ課長

手洗い用のアルコール消毒でございます。こちらのほうは3月11日現在でございますが、91.5リットルを確保いたしているところでございます。こちらのほうにつきましても、当初より公共施設それぞれにこの手洗い用のアルコールを置くということも行っておりますし、関係機関、医師会、先ほど言いました医療機関等からも相談がございまして、そちらのほうにも配付をいたしているところでございます。

○川上委員

ある医療機関では、マスクを看護師さんが洗って繰り返し使っていると。あるいは消毒用のアルコールが不足しているというふうにも聞いております。こうした事態は、市が財政出動を行えば打開できるということであれば、しっかりと財政出動が必要だと思っています。それで、医療機関への問い合わせ、検査相談、通常診療への影響がどうなっているか、市としてはどういう支援をしているかお尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

午前中の答弁の繰り返しになりますけれども、相談体制といたしましては、健幸・スポーツ課内に相談窓口を設置いたしまして、市民の方からいろんな相談を受けているところでございます。熱があるけれどもどうしたらいいとか、なかなかちょっと保健所のほうに連絡をためられる方もいらっしゃいます。市役所のほうが相談がしやすいということもあって、相談がまっている状況でございます。医療機関につきましては、なかなか検査が受けられない等々の問題がございまして、その辺につきましても、保健所を含めて、いろんな協議を行っているところでございます。

○川上委員

感染者が出た場合は安心して療養できる隔離された医療提供空間が必要になるが、市として、庄内筑豊ハイツに今月にも完成するいくつかスポーツ・リゾートを利用する選択肢はありませんか。

○市民協働部長

市内というか、この地域に感染が拡大してきた場合については、中国の武漢での状況を考えますと、既存の医療施設では対応できないような状況が出てくるかもしれません。そういったときには検査体制をどうするのか。それから治療、療養する施設、そういったものをどうしていくのかということがテーマになってこようと思います。新型インフルエンザ等の措置特別措置法によりますと、非常事態宣言が出されますと、当然そこには臨時医療施設の設置というものがでてまいります。そうなってくると、今言われるように、いくつかスポーツ・リゾートだけではなくて面積や構造、そういったもので適切、最適な市の公共施設を、そういうような目的のものとして活用するというような場面も出てくるのではないかというふうに思います。

○川上委員

新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて、今本市は行動しているんですけども、もともと新型コロナウイルスの想定はしておりません。したがって合理的でないところが生じる可能性もありますけれども、今直面しているのはどういったことでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

まず第1点目が、新型インフルエンザ等対策行動計画におきまして、対策本部の設置につきましては、国が緊急事態を発動したときに本部設置ということが当初の想定でございました。ただし、今回の新型コロナウイルス対策におきましては、非常事態宣言を待たずに、国内の発生状況を鑑みたところで対策本部を設置するという状況になっており、その辺については、この最

初の計画とはあっていないところでございます。2点目でございますが、新型インフルエンザ等対策行動計画におきましては、終わりを迎えるところが、その終息を迎えるところが想定をされております。ただし、今の状況、コロナウイルスの感染状況というところで、そのウイルスの内容と申しますか、そういったところがまだ不明なところが多く、終息の絵が描けていないというところが大きく違うところと認識いたしております。

○川上委員

現在の対策をとっていく上で基本的な人権の尊重というのが非常に重要になってくると思います。これは2月6日の委員会の折にも指摘をしたところですけども、行動計画の中で対策実施上の4つの留意点があると思います。このことも含めて、紹介して説明してください。

○健幸・スポーツ課長

飯塚市新型インフルエンザ等対策行動計画におきまして、対策実施上の留意点として、先ほど質問委員が言われました4点が記されております。1点目が、基本的な人権の尊重でございます。基本的な人権を尊重することとし、市民の権利と自由に制限を加える場合は必要最低限のものとする。また市は、県が行う医療関係者への医療の実施要請を不要不急の外出の自粛要請、学校や公共施設の使用制限の要請、臨時医療機関開設のための土地等の使用、緊急物資の運搬等、特定物資の売り渡し要請等の実施について、市民に対して十分説明を行い、理解を得るように努めるといたしております。2点目が、危機管理として特措法の性格でございます。この特措法につきましては、現在国会で審議をされているところでございますけども、この計画においては、インフルエンザ等の計画で今、審議がされているのは、コロナウイルスの分をその分に加味した分で法律が制定されようとしているものでございます。3点目が、関係機関相互の連携協力の確保、4点目が記録の作成、保存でございます。

○川上委員

市として国や県への要望事項にはどのようなものがあるか、それを実施する場合どのくらい、財政出動が必要と思われるか、わかればお尋ねします。

○市民協働部長

国、県への要望ということでございますが、本年の3月10日に全国市長会、全国町村会のほうで新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言という形で、国のほうに要望いたしております。中身をご紹介しますと、まずは国と地方の緊密な連携についてということで、いわゆる国、県、市町村で緊密に連携して情報共有を行っていきましょうというようなこと。それから物資不足への対応についてということで、特に医療機関や介護施設及び教育の現場のニーズに適切に応えられるよう、速やかに必要枚数を確保し、市町村に供給すること。それから3つ目が、小中学校等への一斉休業への対応についてということでございます。これについては市町村、この休業したことについて、休校したことについて影響が出る市町村、それから保護者の方、関連事業者への財政支援を適切に行うように行うこと。それから4つ目が、医療介護サービス提供体制の確保についてということで、これも市町村のほうに対しては、市町村の感染拡大予防に資する物資調達に要する経費について財政支援を講じることというようなこと。それから、先ほどから出ております検査の関係でございますが、PCR検査の保険適用について、検査を希望する患者が殺到し、医療機関に混乱が生じないように適切な受診、検査体制の構築、周知を図ること。それから5番目ですが、地域経済対策については、地域の実情に応じて市町村が独自実施する融資制度等についても、国による財政措置を支援をというようなことで3月10日に要望をいたしておるわけでございます。そういうことを踏まえて、国のほうでも、緊急対応策第2弾というようなことでの方策を出してきております。これで幾らぐらいの財政、支出としているかということについては、先ほどから答弁しておりますが、現状今後どのような状況になるのかというのがまだ不明な点もございますので、金額等についてはお答えはできないような状況でございます。今後とも、必要なときには、国、県に必要な措置に

ついでに要望を行っていくことといたしております。

○川上委員

市長が政治判断として休校を要請した小中学校の現状はどうか、そもそも市が掌握すべき、子どもの人数をお尋ねします。

○学校教育課長

3月1日現在の数でございますが、飯塚市の小中学校には9916名の児童生徒が在籍しております。各学校では、休校期間中に家庭訪問や連絡等を行うとともに、日常の児童生徒についての状況把握に努めているところでございます。

○川上委員

この子どもの9916人の安否については、日々教育委員会で把握できているという状態でしょうか。

○学校教育課長

学校のほうから、問題があった場合には連絡が入るようになっております。昨日調査をしたところ、学校のほうから特に問題があるような話は上がってきておりません。

○川上委員

子どもの居場所とされる児童クラブについてはどういう状況か、現状と課題と必要な財源措置はどのくらいと考えるか、お尋ねします。

○学校教育課長

現在、児童クラブにはおよそ1千名強の子どもたちが、通所をしております。そのような中で、子どもたちが学校施設を利活用したり、教職員の支援を得ながら、児童クラブそして学校の施設を使って生活しております。安全面に関しましては、各児童クラブに現在消毒液、それからマスクを配布しておりまして、安全管理に努めております。また、財源につきましては、詳細の内容がまだですけども、国のほうから補助を行う等の通知がっておりますので、その内容に沿って対応を考えたいと思っております。

○川上委員

およそ1千人とか、およそ1千人強だとか、人の命、子どもの命なんですよ。だから、そういうようなアバウトな話はもうやめたほうがいいと思うんですよね。それから、国の具体的な通知に基づく措置の内容についてお尋ねします。

○学校教育課長

まず、先ほどの答弁の中で修正させていただきます。児童クラブの利用条件については、各児童クラブで把握して、本教育委員会のほうで把握するようにしておりまして、通所人数は日ごとに確認できるようにしております。それから、国の補助につきましては、現在、情報収集しているところでございます。

○川上委員

児童クラブの利用の日ごとの人数というところを教えてください。

○学校教育課長

3月2日から7日まで、現在手元に資料がございますが、3月2日が1073名、3月3日が1077名、3月4日が999名、3月5日が1070名、3月6日が1037名、3月7日が320名という形でございます。

○川上委員

3月7日は土曜日でしょう。毎日つかんでるんでしょう。きょう何曜日ですか。

○学校教育課長

本日の分まではまだ上がってきておりませんが、児童クラブのほうから調査が来て上がってくるような形をとっております。

○川上委員



さっき、毎日わかると言ったじゃないですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:20

再 開 13:20

委員会を再開いたします。

○学校教育課長

申しわけありません。現在手元にあるのが今お話しした数でございまして、現在下のほうで、集計を行っております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:21

再 開 13:29

委員会を再開いたします。

○学校教育課長

児童クラブに来ていない児童生徒については、保護者の方にも負担をおかけするかと思っておりますが、長期休業期間中と同様に、各家庭でその安全を確保していただくことをお願いしております。また定期的に各学校単位で、児童生徒の安否確認を行っているところでございます。

児童クラブのほうの出席者ですけれども3月9日が1063名、3月10日が1041名、3月11日が1043名、3月12日が1053名でございます。資料が遅くなって申しわけありませんでした。

○川上委員

西教育長は、児童クラブ、この2週間の間は何カ所、どこを見て回ったか、お尋ねします。

○教育長

見回ってはおりません。

○川上委員

児童クラブで感染防止が重要なんだけど、濃厚接触等で感染が学校よりも安全な状態にあるのかどうかお尋ねします。

○学校教育課長

児童クラブでは、児童と児童の間隔をあけて活動を行うとともに、手洗いや消毒を徹底し、感染予防を図っているところでございます。また毎朝、健康観察を行うことで、児童の体調変化にも注意しております。さらに児童クラブには、先ほど申しましたとおりマスクの配布も行い、安全対策を行っているところでございます。

○川上委員

教育長は、春休みまで学童保育に状況把握に行かないですか。

○教育長

今から休業期間中に回るようにします。

○川上委員

きょうはどこに行きますか。

○委員長

予算委員会なので、川上委員、余り外れないようにお願いします。

○教育長

後で決めます、どこに行くということは。

○川上委員

教育長、今やりとり聞いてわかったでしょう。3月1日時点で9916人の子どもの命に、これほど手を打てないで、関心がなくて、政治的決断で全校一斉休校をやった。

○教育部長

児童クラブの運営につきましては、先ほど学校教育課長が答弁いたしましたとおり、子どもたちの間隔をあけて過ごしてもらおうなど、また、必要に応じて学校の教室を使い、また学校の先生方にも運営に関して協力をいただいているところです。また、衛生管理につきましては、マスクの配布や、それから手洗いの徹底なども行っておりますので、今特に改善をするというふうなところは、思い当たるところがございません。今の形でまた運営を進めていきたいというふうに思っております。

○川上委員

教育長、9916人の子どもたちは、新型コロナ感染の恐れのある社会に、安全装置が二重、三重ある学校から追い出されて、しかも、保証されていたお昼ご飯、給食まで奪われているんですよ。この状態についてどういう認識を持ってるかお尋ねします。

○教育長

一番苦しんでいるのは、子どもたちですね。間違いなく、それは子どもたちなんですけど、きょう西日本新聞に出てましたけれども、新聞社名を言っていないかわかりませんが、学校での、ある小学校の取り組みが出ていました。ですから、私今度の件に関しましては、臨時休校となっておりますが、何とか子どもたちには安全に過ごしてもらいたいし、そして学校の先生方には本当に迷惑をかけているんだなというふうに改めて認識しました。学校の先生方はやっぱり家庭に足を運んで子どもたちの状況確認して、そしてその上で宿題なども気にしながら、日々、学校に勤めておりますので、今後何とか、早く臨時休校が3月24日までで終わればいいなという思いで、本当に強く思っています。そして、子どもたちが早く元気な姿で学校に登校できるようになるように切に願っております。

○委員長

川上委員、質問時間が5分になっていますので、よろしく願いいたします。

○川上委員

専門家会議の尾身副座長は国会で一斉休校というのはほとんど意味がないと、やらんよりはましかもしれませんという趣旨の答弁していますよ。それで、あなた方が春休み中の出校日を3日間設定しました。どういう趣旨でしょうか。

○学校教育課長

2月27日に要請がございまして、25日に発表された国の対策本部で新型コロナウイルス感染に関する健康被害を最小限に抑えるためには、そのときから1、2週間が極めて重要な時期であると示されておりました。28日に開催しました本市新型コロナウイルス感染症対策本部において、子どもたちの健康、安全を確保する上で、3月2日から3月28日までの間、市立全学校の臨時休校を行うことは必要な政治的な措置であると決定し、臨時教育委員会の委員会の承認を得て、教育委員会として、全小中学校に指示したところでございます。

失礼しました。申しわけありません。3月25日から27日を出校日とさせていただきました。理由といたしましては、春休みの過ごし方の確認、そして次年度に向けての準備をしたいと考え、出校日を設定しております。またこの出校日については、分散型で登校させるように計画しているところでございます。

○川上委員

小中一貫校のときに中一ギャップというのが理由にされました。6年生はどういう状態に置かれていて、学力保障をどうするつもりかお尋ねします。

○学校教育課長

現在、未履修分については各学校から集約し、学習プリント等で対応できる分については、

対応しておりますが、とはいえ非常に学力についても心配なところでございます。したがって、年度当初に当たっては丁寧にガイダンスを行ったり、特別活動の時間を設けたりして、精神的なケアとともに、それからまた復習事業等を行っていきたいと考えております。また、それに伴って授業時数が必要になってまいりますので、夏季休業期間中に学習日を設けるように計画しているところでございます。

○川上委員

佐賀県、富山市、静岡市はそれぞれの2週間の現実の中から決断をした措置をとっています。本市としては、子どもの安全を初めとする居場所の問題、それから食事の問題、それから感染防止という問題、それから今申し上げました学力の保障の問題、この4つの観点から緊急に事態を掌握した上で検討して引き続き一斉休校が有利な選択肢だったのかどうか、今後どうしたらよいかというのを、緊急に検討するべきだと思うんですけど、その際には、財源措置も必要だと思います。そこで放課後デイサービス、現状と課題、それを行う場合の財源措置がどれくらい必要かお尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

放課後等デイサービス事業につきましては、学校の臨時休業に関連いたしまして、原則開所となっております。開所時間については可能な限り長時間とするという通知が来ております。人員につきましても、定員超過した場合にも、これにつきましては、柔軟な取り扱いをするようにということで通知が来ておりますので、その対応を各事業所で行っているところでございます。また、利用状況につきましては、現在のところ把握はしておりません。課題といたしまして、この一斉休業に係る保護者負担等がかかってくるということでの保護者負担の軽減措置ということが挙げられますけれども、これにつきましては、先日3月11日付で、新型コロナウイルス感染症対策にかかる特別事業ということでの補助が行われるというような通知をいただいているところでございます。

○川上委員

保育所についてはどうでしょうか。

○子育て支援課長補佐

保育所の現在の対応ですが、インフルエンザへの対応と同様に、保育所における感染症対策ガイドラインに基づき対応しております。園内に入る場合のアルコール消毒や、園内活動では石鹸による手洗い、うがいの徹底、保育室の頻繁な換気など環境保持を行っており、職員はマスク着用で対応しております。また納入業者など、外部からの来所者につきましては、衛生保持に留意し、物品の受け渡し等は玄関などの限られた場所で行うよう、必要最小限にとどめております。室内の清掃、家具やドア、手すりなどの消毒を適宜行っております。多くの子どもが集合する行事は控えるようにし、卒園式につきましても、保護者の人数を制限するなど、感染症対策を講じ、実施される予定です。また、国、県から新型コロナウイルスに関する通知文が届いた際には、公私立の保育所、認定こども園、幼稚園、届出保育施設へメールまたはファクスにて随時お知らせをしております。課題につきましては、飯塚市の私立保育協会より、施設のほうでマスクが足りなくなっているということで、3月9日付で飯塚市の私立保育協会より、保育園においては通常どおりの開園であり、感染症対策に必要なマスクが不足しているため、市から提供していただくように早急に検討していただきたいと市長宛てに依頼がありました。対策本部にこの旨を伝えまして、私立保育協会に対し、備蓄マスク2千枚の提供を行っております。消毒液につきましては、特に要望がございません。公立の保育所、こども園についても、消毒液の注文においては、納品は滞っていないことを確認しておりますので、私立の園においても充足しているものと思われまます。予算につきましては、3月10日付の厚生労働省子ども家庭局より、保育対策総合支援事業費補助金の交付要綱の案の送付がありました。新型コロナウイルス感染症対策の一環で、保育所等における緊急対応として、保育対策総

合支援事業費補助金交付要綱の一部改正により、新型コロナウイルス感染症対策に必要となる、経費の補助が新規追加されるという案が示されました。この関連経費の補助申請を行うように現在進めております。緊急に各施設に照会をかけまして、保育対策総合支援事業費の補助金が約1150万円申請をするよう進めております。

○川上委員

全体として、子どもについては、市が責任を負う公的制度のエリアの範囲内は、積み上げられた感染症対策によって、あるいはその他の対策によって、比較的安全なエリアになっているんだけど、そこから事情があって出された場合の危険性というのをよく研究する必要があると思いました。それから、公的な仕事のイニシアチブをとるのは、飯塚市役所であり、職員なんだけれども、この職員の保全についても、きちんとする必要があるというふうに思います。必要な財政出動をお願いしたいと思いますが、介護施設についてはどうでしょうか。

○高齢介護課長

介護施設につきましても、今まで答弁がありました他機関の感染対策と同様、基本的な感染対策である趣旨のアルコール消毒や、またマスクの着用、またご家族や外来者からの入館時の体温測定、また、必要に応じて面接の制限等によって、感染防止対策を行っている状況でございます。また課題につきましては、アルコール消毒液、また、マスクの備蓄状況の調査を行っております。3月10日までに市内の地域密着型の通所施設及び入所施設に行ったところ、今月末の在庫量として想定される不足分がアルコール消毒液で9リットル、マスクが3335枚という状況でございます。この点につきましては、対策本部のほうに現在申請している状況で、実際に施設からの要請等はあっておりませんが、準備をしたいという状況でございます。また予算の関係でございますが、緊急対応策の第2弾でもありましたが、第2弾によりまして、3月11日に、介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援ということで、介護施設の多床室の個室化に要する改修費ということで示されておまして、速やかに事業者のほうに周知を行ったところでございますが、現時点ではまだ応募はあっていない状況でございますが、今後もこの新型コロナウイルス感染症に対する国、県からの補助等の通知がございましたら、遺漏なく事業所のほうに情報提供を行ってまいりたいと考えております。

○川上委員

ここで医療機関、施設、とりわけ飯塚市立病院について、どういう状況かお尋ねします。

○市民協働部長

市立病院につきましては企業局の所管にはなりますが、私のほうで答えさせていただきます。市立病院においては、出入口等各所消毒液の設置、全職員への感染症対策の周知、患者と接触する際は原則マスクの着用等を行い、院内感染の防止に努めているということでございます。それから、新型コロナに疑わしき患者さんがお見えになったときについては、感染症外来、リハビリ棟の1階で対応する。それから、夜間についても同じように感染症の外来対応で医師1名の配置を行って、いわゆる通常の患者さんと疑わしい患者さんは分けて対応しているということでございます。今後の課題といたしましては、当然これはもう全ての医療機関同じでございますけれども、患者数がふえたときの対応等をどうするかというのが課題であろうかというふうに思っております。財源等については、現状としては診療報酬での対応というふうになっております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:49

再 開 13:49

委員会を再開いたします。

○市民協働部長

申しわけございませんでした。市のほうといたしましても、対策本部の中にも、医師会の方を招聘いたしまして、市の医療体制の状況、そういったものを把握しながら、今後の市としてできる措置についても検討している状況でございます。

○川上委員

地元業者対策についてはどのようになってますか。

○商工観光課長

まず地元の中小企業者の方からのご相談等の受け付けといたしますか、相談窓口を商工観光課のほうでしておりますが、あわせて、国、県で実施しております事業や、また商工会、商工会議所など関係機関での相談受付等のご案内について、ホームページや、その会員の皆様への文書通知、そういうものに携わっているところでございます。あわせて、今後も国、県と連携し、市内の企業の支援策をしっかりと届けたいというふうに考えております。

○川上委員

セーフティネット保証4号という制度ができたと思いますが、どういった内容ですか。

○商工観光課長

新中小企業信用保険法の第2条第4項の規定により、自然災害等の突発的事由によるもの分にあわせて、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るためとして、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務を保証する制度でございます。

○川上委員

どういうダメージを受けた場合に対象となりますか。

○商工観光課長

原則としまして、今回の場合は2月からでございますけれども、最近1カ月間の売り上げ、これが前年度に対して20%以上減少した場合、あわせて、今後2カ月間を含む先ほどの直近1カ月と合わせて3カ月分の売り上げ、こちらが20%以上減少した場合、これを市のほうに認定を申し出られて、市が認定した場合に、その対象となるということでございます。

○川上委員

それは必ず20%以上でなければなりませんか。

○商工観光課長

本日付での通知でございますけれども、これ過去1年間以上の事業者が今までの制度でございましたが、1年以内でも起業をされれば、15%以上の減少率というふうなことで可能というふうな形の通知がございます。

○川上委員

担保は要りますか。

○商工観光課長

担保なしでございます。

○川上委員

貸付限度額は幾らですか。

○商工観光課長

このセーフティネット保証4号の認定を受けますと、各金融機関、いろいろ制度がございますけれども、その中で、福岡県が実施しております福岡県緊急経済対策資金、こちらのほうの融資を利用しますと、限度額は1億円というふうな形になっております。

○川上委員

本市の中小業者の現状を見て考えてみると、借りて返すか、後継ぎもいないという状況の中で、この大波が消費税10%に引き上げに続いてきたという状況の中では、国のセーフティネット保証4号も重要だけど、市としての独自の融資制度の創設もいるんじゃないかと考えるわけですね。そうした点でいうと、平成15年7月19日のときの旧飯塚市のとった制度が参考

になると思うんですけど、紹介してください。

○商工観光課長

平成15年7月19日の大水害で被害を受けられた事業者に対しての制度でございますが、融資限度額が2000万円。これは運転資金や設備投資資金に使えるものでございますが、融資期間は10年間、そして、据え置きを1年6カ月としております。なお、その当時、飯塚市としてもこの利子というのが発生しますけれども、基本利子を1.5%のところ、本人負担を0.5%とし、残りの1%を金融機関及び飯塚市のほうで負担したものでございます。あわせて、信用保証料、こちらのほうの本人負担もゼロというふうな形でとった制度でございます。

○川上委員

預託金は幾らですか。

○商工観光課長

13億1400万円でございます。

○川上委員

融資実績は。

○商工観光課長

最高の残高といいますか、貸付残高で言いますと、30億円ちょっとございました。

○川上委員

その折に、実は条件がありまして、融資の。納税完納証明書というのがありました。地元の被災業者の市への要望の中で、当時、梶原副市長が商工課長だったと思いますけれども、決断して、その条件は外すということで、大いに地元の業者の皆さんが助かったという事情があります。こういった事態の中で、私は思い切った多面的なコロナ対策をする上で、市民生活の緊急防衛、家計と中小企業への強力なサポートのために、本予算案の予備費の大幅積み増しを含めた抜本的な組み替えを求めたいと思うんです。市長の見解を伺います。

○行政経営部長

連日、感染者が確認されている状況でございます。健康被害を最小限に抑える上で、きわめて重要な時期であると認識いたしております。感染拡大の防止、それから、各種支援施策のため、時期を逸さない柔軟な財政出動が必要であると考えております。

○委員長

川上委員、質疑時間がなくなりましたのでご了承願います。ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないようですから、総括質疑を終結いたします。以上をもちまして、「議案第5号令和2年度飯塚市一般会計予算」に対する全ての質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。私は2020年度一般会計予算案に反対の立場から討論を行います。詳細については、本会議で述べ、この討論では骨格について述べるものとします。

片峯市長は施政方針において、福岡都市圏と北九州都市圏の真ん中であって、飯塚市の価値をこれまで以上に高め、キラリと光る地域となるための取り組みを推進していく必要があると述べられた上で、「すべては市民とその未来のために～本物志向・未来志向のまちづくり」を目標とするとし、そのために「チャレンジ（未来への挑戦）」、「チェンジ（勇気ある変革）」、「チェイン（信頼の結合）」の構築を図るとされました。2017年策定の第2次総合計画が、地方自治の本旨は住民福祉の増進と明記し、人が輝きまちが飛躍する住みたいまち、住み続けたいまちという都市目標像を掲げていることとはどういう関係になるのでしょうか。私の一般質問に対して、市長は、それを否定するものではないとの説明がありました。私は、

地方自治の本旨は住民自治の増進を図ることを大切に、暮らしの応援、無駄遣いのチェック、公正で透明な市政運営のこの3つの視点で住民協働で進めていく立場であります。国の悪政とはきっぱり対決して頑張る決意を繰り返し表明しています。私が提案する安心して暮らせる福祉のまちづくりは、第2次総合計画がうたう「人が輝きまちが飛躍する 住みたいまち 住み続けたいまち」というまちづくりの目標と共通するところがあります。キラリと光る地域づくりという片峯市長の目標は、本来、小さくともキラリと光る福祉のまちづくりであるはずだと考えるわけです。

そこで、まず今回、総額で約690億円に上る片峯市長4年目の一般会計予算案を新型コロナウイルス対策の緊急課題への対応の視点及び暮らし応援、無駄遣いのチェック、公正で透明な市政運営の三つの視点から質問し、前向きな提案もしてまいりました。この3日間の質疑、答弁を踏まえて、意見を述べたいと思います。

まず、新型コロナ緊急事態への対応予算の計上がないことは重大です。そのいとまがなかったかのような説明がありましたけれども、実は世界的なコロナ感染の状況を見ておれば、予算対策、必要な予算の計上をする時間は十分にあったと私は思うわけです。市民生活の緊急防衛、家計と中小企業への強力なサポートのために、例年並みの5千万円の予備費では無理であり、先ほど述べましたけれども、平成15年大水害に対応した融資預託金13億円を考慮に入れた緊急の大幅な組みかえが必要です。検査に関する相談体制、市民生活全般に関する相談体制、備蓄が12万枚ですか、残っているマスク、消毒用アルコールの適切な緊急配布、小中学校の春休みまでの休校措置の緊急な見直しと新学期対策、市が責任を負う公共施設及び子どもと高齢者に係る施設における感染防止対策、市ができるあらゆることを行うとともに、この際、政府に対してしかるべき緊急対策を求め、新型コロナによる緊急事態に対応するために、経済対策としても、私は飯塚市が消費税5%への緊急減税を求めてしかるべきだと考えるわけです。

暮らしの応援の問題です。こども医療費助成は、中学校3年生、外来ということで、一般質問の折には一歩前進と述べましたけれども、大きな一歩前進と言いたいと思います。しかしながら、その一方で自己負担を1200円残していることについては、一般質問でもしてきたとおりであります。私は、新型コロナ対策の緊急課題に対応策を提案するとともに、不要不急の事業をチェックし、財政調整基金を初め、さまざまな基金を活用して、ほぼ690億円に上る一般会計予算の1.29%程度を組みかえて、財源を確保して実現できる、いわば「暮らしアップ9億円プラン」を市長に提案しました。ごみ袋代、児童クラブ利用料、学校給食費については当面半額軽減とし、保育所とこども医療費の無料化を図るものであります。市は行政経営部長が答弁に立ち、住民福祉の増進につながる一つの方法であると認識、保育料の完全無償化に関しては国が制度化すれば、市長会を通じて要望していく、行政評価で無駄の削減に取り組んでいるが、現時点では4億円規模の見直しは難しい、厳しいと述べられましたが、私の提案については、慎重に検討研究する必要があるとの見解を示されました。しかし、9億円にしても、4億円にしても本市においては、市長がその気になれば、実現できることであります。本気で不要不急の事業を見直す気があるかということが、実は問われるわけです。

討論に当たり、指摘すべき第1は、飯塚市に生を受けて希望しても保育所に入れなかった57人の赤ちゃん、施設に入ったために48枚の福祉タクシー券をもらえなくなって困っている障がいのある高齢者、フリースクール制度を希望して小規模校に通学を始めたが、悩みを訴える子どもたち、現況報告を求めても眺めるだけ、校長から報告がないからと事実がないかのように調査さえも拒否する、一人一人の子ども、一人一人の市民の声を大切にする努力の積み重ねがなければ、片峯市長、光るべきものも光らないのではないかと思うわけです。このことをまず指摘したいと思うんです。

小中一貫校構想と一体に通学路の安全対策も不十分なまま強引に進められ、218億円を投入した学校統廃合、130億円構想と言われた新庁舎建設、この大規模公共工事に続くものと

打ち出されたのが新体育館、卸売市場、筑豊ハイツ、3施設で100億円にも膨れ上がらないか心配されるわけです。総事業費約43億9千万円。新年度だけでも約25億円を投入する新体育館建設は、スポーツ施設機能とともに、災害時避難所機能を持つものとし構想されましたが、立地が適当とは考えられない上に、市が正当に設計した価格では不足として、一度ならず二度までも業者が辞退して、今後も先行き不透明であります。さらに、仮にも住民のための公共施設建設において、一部勢力の思惑に屈服するようなことがあってはなりません。この際、新体育館事業は一旦凍結し、現体育館の2億円程度でもできると説明があった耐震補強を初めとして、改修工事を行う選択肢をBプランとして検討するべきであります。卸売市場建てかえは、地元業者が利用するには立地が適当でないと考えられ、使用料などから将来的に地元業者の継続的利用が心配されており、構想から抜本的に見直すべきであります。

公正透明な市政運営について、部落解放同盟と同和会に対する部落差別解消推進団体への補助金約2257万円は、合併後の15年で4億6千万円を超えるわけであります。この市民の税金は一体何に使われたのかといいますと、その大半は団体幹部の人件費、構成員の集会や会議に参加した際に給付される日当であるとの説明であり、市の補助目的からさえも逸脱が見られ、不適切であります。こうした団体から幹部が市の少なくない各種審議会や諮問機関にメンバーを派遣している実態はなお不透明ですが、同和対策施設条例の廃止に抵抗し、人権に関する本市の条例改正に当たっても、事前交渉を繰り返し行い、さらに現在、市は330戸に及ぶ市営住宅を18年にわたり一般公募を行わず、その是正に当たり、独占的入居推薦権を維持し、推薦に当たって特別会費を徴収している部落解放同盟にお伺いを立てなければ改善できないという特殊な癒着が強まっていることを厳しく指摘しなければなりません。また、NPO人権ネットワークいづかは、もともと部落解放同盟中央の方針に沿ってつくられた団体が出発です。独占的な随意契約によって本市は合併後の過去14年間に5億円、新年度5131万5千円を加えれば、15年連続独占で総額5億6千万円を超える巨額の委託料の投入となります。しかも、期限の定めのない独占的随意契約によって、毎年経常的に5000万円が投入されるわけです。団体補助金とこの委託料、合わせただけでも、毎年経常的に、行政経営部長、経常的に投入される団体補助金及び委託料は7388万円に上るわけであります。ここはひとつメスを入れてしかるべきところではないですか。今直面する住民の切実な願いと要求に真剣に向き合い、住民福祉の増進を大きく前進させる決意を固めて前進し、大型公共事業の無駄遣いにメスを入れ、公正で透明な市政運営に流れを切りかえれば、第2次総合計画の流れに沿った安心して暮らせる福祉のまちづくり、小さくともキラリと光る福祉のまちづくりは大きく前進することを指摘し、私の討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第5号 令和2年度 飯塚市一般会計予算」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

正副委員長を代表いたしまして、一言お礼申し上げます。

本特別委員会においては、3日間という限られた時間の中で、非常に中身の濃い、充実した審査をできたものと思います。これは委員各位ならびに執行部の皆様のご協力の賜物と感謝いたしております。

また、執行部の皆様におかれましては、通常業務繁忙の中、加えて、新型コロナウイルス感染拡大防止の対応もある中、資料作成などしっかりと対応していただき、本当にご苦労様でした。



さて、委員会審査の中で各委員から指摘なり意見があっておりましたが、執行部におかれましては、この意を酌んでいただき、市民福祉の向上のため、また、市政発展のため、ご尽力いただきますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

これをもちまして、令和2年度一般会計予算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。